

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、従来から算定してきたところです。令和元年10月より、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人でも加算算定いたします。つきましては、当該加算を算定するにあたり、3つの要件を満たす必要があり、下記のとおり取り組んでいます。

記

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）までを取得していること。
 - ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - 資質の向上
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - 労働環境・処遇の改善
 - ・新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
 - ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
 - ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
 - ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
 - ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備
 - その他
 - ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
 - ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
 - ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
 - ・非正規職員から正規職員への転換
 - ・職員の増員による業務負担の軽減
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
 - ・独自のホームページに掲載いたします。